

2017.1.1 第158号 **ながの**
社会福祉士会 NEWS

■発行：公益社団法人長野県社会福祉士会
 会長：三村仁志
 ■編集：広報編集委員会
 ■事務局：〒380-0836
 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6F
 ■発行部数：2,200部
 ■TEL：026-266-0294
 ■FAX：026-266-0339
 ■E-mail：info@nacs.jp
 ■HP：https://nacs.jp/

目次	■年頭書簡..... 1	■東中南北三大ニュース&年男男女私のルーティン... 6～7
	■社会福祉士会として虐待と向きあう！..... 2～3	■信州ぐるっと!! 8
■重症心身障がい児・者シンポジウム..... 4	■リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～..... 8	
■障がいを理由とした差別の解消に向けた地域セミナー... 5	■今後の予定..... 8	
■私の地区学習会..... 5	■編集後記..... 8	

Nagano Association of Certified Social Workers



年頭書簡

「長野県社会福祉士会はどこに向かうか」

会長 三村仁志

当会は1992年任意団体として設立され、2016年4月に公益社団法人として再スタートを切り、会員数は2013年には念願の1,000人を突破しています。

組織力や発言力は、集う仲間の数と想いに比例します。人口10万人当たりの会員数は、現在全国4位ですが、他の職能団体の組織率に比べあまりに低い数値です。社会福祉士個人の使命を全うするためにも入会は必要不可欠であり、未入会の社会福祉士に声をかけることで組織率のアップを図り、2,000人を目指しましょう。

さて、当会の機能に着目すれば、私は研修機能、ネットワーク機能、社会改革・改良機能だと考えています。

研修機能

資格取得はスタートラインであり、社会福祉士会に入会するところから始まります。実践力を証明し、社会福祉士の質を担保するために始まったのが、認定社会福祉士の研修制度です。基礎研修から認定上級までキャリアアップを目指す体系が整備され、私たちは価値の確認を行い、スーパービジョンを通じて成長することができます。

さらに研修の重要性は猫の目で変わる制度、変化する社会状況に対応すべく、進化する理論を新たに学習していく過程でもあります。職場は退職しても社会福祉士に退職はなく、生涯自己研鑽することが求められます。今後、県内で受講できるカリキュラムの開発、実行、会員支援が会としての責務です。

ネットワーク機能

私たちは連絡及び調整を業とする者と法に定義され、会員一人ひとりの現場において、福祉、医療、教育関係者等との連携が行われます。さらに、虐待対応専門職チームでの弁護士とのネットワークは今後が期待される貴重なもので、参加する弁護士の多くは社会正義、人間の尊厳の尊重という価値を共有・協働できる数少ない専門職だと感じています。他にも権利擁護、地域定着支援、次に述べる社会改革・改良機能においてもこのネットワークは宝です。

社会改革・改良機能

2016年7月の相模原市のやまゆり園事件に対し発信した会長声明は、理事全員の推敲、総意によるもので、他県の会員から賞賛されることが多く、非常に評価が高い声明となっています。声明発信の動機は啓発にあり、社会改革・改良を目指して行います。

I F S Wの定義では「ソーシャルワークは社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。」と謳っています。私たち社会福祉士の存在意義も職能団体としての使命もここにあると私は考えます。

当会では、さまざまな声明の発信、要望活動を展開してきました。今後とも中核的な活動として継続していくことを願います。

結論

私が考える三つの機能を述べました。これらは密接につながり循環しているもので、専門職の社会的責任として自己研鑽し価値を確認する、そして多くの価値を共有する市民、専門職とネットワークを形成し、使命を全うする機能です。

既に当会の一部の有志が好きな活動をするため組織した任意団体ではありません。公益社団法人としての責任、活動が求められています。それを構成する一人ひとりが自覚を持ち、活動に主体的に参加することを目指したいと思います。

全県選出理事候補者について

選挙管理委員会 委員長 竹内雅智

全県選出理事選挙は、次の3名の立候補届けがあり、定員3名のため選挙は実施せずに理事候補者に確定しました。

萱津公子・現副会長／青柳與昌・現副会長
 上条通夫・現監事（届け出順）

県内では、在宅高齢者や障がい者の養護者による虐待のほか、施設従事者等による虐待も起きています。私たち社会福祉士が“虐待を許さない”という視点を持つことはもちろんのこと、虐待を見たり、疑いがある場合には市町村に通報・相談することが必要です。

虐待対応は、虐待者を責めることが目的ではなく、高齢者や障がい者の権利を擁護すること（安心・安全な環境で生活できること）にあります。また、養護者や施設等で働く従事者を守ることもつながります。長野県社会福祉士会では、弁護士会と協定を締結し、高齢者及び障がい者の虐待対応専門職チームによる市町村等への支援を行ったり、研修を通じて虐待対応が適切になされるよう取組みを行ったりしています。

長野県内における虐待対応状況

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待

区分		H26年度	H25年度
通報・届出件数		18件	10件
通報・届出者 (重複あり)	本人	—	—
	養介護従事者等	7件	4件
	その他	16件	9件
虐待認定の件数		5件	2件



虐待の種類	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別	特別養護老人ホーム（3件） （住宅型）有料老人ホーム（1件） 通所介護サービス（1件）
従事者の職種等	介護職員
虐待対応	施設等に対する指導 改善計画提出 従事者等への注意・指導 等

◆養護者による高齢者虐待

区分		H26年度	H25年度
通報・届出件数		565件	536件
通報・届出者 (重複あり)	本人	71件	61件
	養護者	10件	8件
	その他	580件	536件
虐待認定の件数		351件	336件
対応状況 (重複あり)	観察	63件	57件
	支援	196件	273件
	保護	132件	158件

◆障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

区分		H26年度	H25年度
相談・通報件数		37件	32件
事実確認により虐待と認められた件数		6件	7件
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	5件	5件
	性的虐待	1件	3件
	心理的虐待	3件	2件
	放棄・放任	—	—
	経済的虐待	—	—



件数	6件（被虐待者7人）
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待
施設等の種別	生活介護（1件） 障害者支援施設（2件） 共同生活援助（3件）
従事者の職種等	生活支援員 サービス管理責任者 世話人
虐待対応	施設に対して調査を行い、適切な対応と改善報告の提出の指示及び改善状況の確認

◆養護者による障がい者虐待

区分		H26年度	H25年度
相談・通報件数		58件	78件
事実確認により虐待と認められた件数		35件	31件
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	23件	18件
	性的虐待	1件	—
	心理的虐待	17件	7件
	放棄・放任	8件	6件
	経済的虐待	12件	13件

【長野県ホームページから引用】

- 高齢者虐待・障がい者虐待ともに、施設従事者等による虐待の通報・相談件数が増加傾向
 - 市町村に寄せられる虐待通報・相談は氷山の一角
- ※虐待は「虐待」という言葉を使って市町村に通報・相談されるとは限らない。日常の相談や総合相談から「虐待の疑い」を見逃さず「通報・相談」として受理する必要がある。調査結果は市町村が「虐待」として、通報・相談を受理した件数であり、数値として表れていない事案もある。

虐待対応専門職チームとは？

平成26年3月に、本会と弁護士会において『高齢者虐待対応専門職チーム』の協定を締結。また、本年4月には障がい者虐待にも対応するため協定を再締結し、『高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム』として市町村等からの要請に基づき、虐待対応に精通した社会福祉士と弁護士を派遣し、助言を行っています。専門職チームは、虐待対応の助言とともに、市町村の体制整備を支援します。

【派遣場面（例）】 虐待認定・緊急性の判断、対応後のトラブル、終結の判断、検証会議など

専門職チームの研修会を開催

平成28年11月22日、長野県弁護士会館のほか、県下3会場においてテレビ会議システムを活用し、宮城県から大橋洋介弁護士（仙台弁護士会高齢者・障害者委員会委員長）、小湊純一社



会福祉士（宮城県社会福祉

士会副会長）を講師に、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの研修（74人参加）を行いました。研修では、専門職チームとして派遣された際、適切な助言をそれぞれの専門職が、それぞれの専門的な視点で行うため、模擬ケースを活用して虐待対応に関する知識や専門性について確認しました。

- 3 高齢者虐待への対応～目指すべき方向性～
- (1) 高齢者の権利擁護とは～「普通」ということの意味～
→消極的側面と積極的側面
 - (2) 行政の役割・自覚
 - (3) 連携のあり方
 - ア 丸投げ、抱え込みの危険
 - イ 「権利擁護」に向けた連携の必要性
 - ウ 「サポネットみやぎ」の活動（資料2）

（当日配布資料より引用）

◆研修の感想◆

- 社会福祉士、弁護士が意見や専門にこだわる部分の質問等があり専門性について考える機会になった。
- 討論自体は活発であった。日頃の不勉強を反省した。委員の平常の取組みや集まりについて検討が必要。
- 地元での関わりを密にという部分は日常的に行うべき。
- アドバイザーとして弁護士、社会福祉士が協働して取り組むことに心強く感じた。
- 「連携とは専門性があることでできること。」専門性を持ち、連携できる社会福祉士になりたい。
- 研修を受ける中で“虐待対応標準研修”を受けたフローや帳票の有効性について確認できた。

☆高齢者・障がい者虐待対応専門職チームのメンバーとして、活動を希望する会員の方は事務局にご連絡ください。研修等（日本社会福祉士会指定研修を含む）を通じて登録を目指しましょう！

法*で規定される社会福祉士の責務

高齢者や障がい者の福祉に業務上又は職務上関

係のある者には、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないこと、更には、国や地方公共団体が講ずる虐待防止の啓発活動及び虐待を受けた高齢者や障がい者の保護のための施策に協力するよう努めることが法律で規定されています。虐待の小さな芽も逃さず、早めに対応することも社会福祉士の責務です。 *高齢者（障害者）虐待防止法

虐待対応の課題 ～市町村での対応状況～

- 「隣人宅から怒鳴り声、罵声が聴こえて心配」と通報を受けた市町村は事実確認を民生委員や介護支援専門員に依頼。市町村や地域包括支援センターの職員が直接事実確認を実施してくれない。
- 虐待対応の全てを委託型地域包括支援センターに。市町村は報告を受けるのみで、コアメンバー会議（虐待の判断等を行う会議）などが実施されず虐待認定も、保護にも至らない。
- 年金を搾取し、入所費用が未納となっていると通報したが、利用者と事業所との契約（民民の契約）であるため行政は介入しない、として対応してもらえない。
- 入所施設で虐待があり、本人は保護を求めたが、衣食住が管理されているので緊急性も無く、保護の対象外として施設に対する注意のみで対応を終えた。

虐待対応の目的はどこにあるのでしょうか？

高齢者（障害者）虐待防止法では、虐待対応の第一義的責務を市町村と位置づけています。

通報や相談の受理後、市町村が責任を持って事実確認を行い、管理職が出席する場で虐待認定や緊急性の判断等を行い、虐待の解消を図る必要があります。とはいえ、市町村だけでは解決困難な事案も多くあります。私たち社会福祉士は、ソーシャルワークの視点から虐待と向き合い、市町村と協働・連携して、対応することが求められています。

重症心身障がい児・者の地域生活を支える仕組みづくりを考える

重症心身障がい児・者シンポジウム

(松本市、ゆうテラス、中信障がい福祉ネットと共催)

平成28年12月9日、松本市総合社会福祉センターにて、重症心身障がい児・者支援から「地域生活支援拠点」を考えるシンポジウムを開催しました。平成30年度には整備される「地域生活支援拠点」のなかで、重症心身障がい児・者支援をどのようにデザインしていくのか、具体的に考える契機となることを目指し、会員を含め約100人の方々が集いました。現場の実践報告から、課題や夢について熱く語りました。

1 『現場の声』から

前田 豊博 氏

(安曇野市社協 ぼっぷライフ)

◇「どんなに障がいが重くても地域のなかでいきいきと暮らしてもらいたい」という願いのもと事業所として医療的ケア、重度障がい者の支援を積極的に行っている。これからも「できること」「やりたいこと」に着目した支援を心がけたい。障がいの多様性による支援の難しさや医療ケアの必要な方の受け入れ先が不足しているなどの課題もあげた。



後上 千代美 氏

(中信社会福祉協会
ささらの里)

◇障がい者支援施設の紹介、重症心身障がい児・者の入所施設利用の実態を説明。医療ケアの必要な方への支援体制を整える必要性を訴え、また地域生活を支えるためのショートスティ受け入れに対する施設の課題を報告した。



宮坂 淳子 氏

(花田養護学校)

◇重症心身障がい児の進路支援を進めるにあたって地域で生活を送るイメージができない現状、いつでも相談のできる医療ケアを含めた地元関係者とのつながりや支える仕組みづくりが急務であると訴えた。



2 『地域生活支援拠点整備事業について』

上小圏域障害者総合支援センター 所長 橋詰 正 氏
長野県障がい者支援課 障がい福祉幹 樋口 忠幸 氏

橋詰氏：上小圏域の地域生活支援拠点整備に向けた取り組みを紹介。圏域それぞれの事業所の実践を核として、医療ケアが必要な方々への面的整備をしていくことを報告。

樋口氏：長野県障害福祉計画と地域生活拠点整備の今後の進め方について提言。他職種協働による包括的な支援体制を基幹相談支援センター中心に進めるべきであると訴えた。

3 『夢を語る』

長野こども療育推進サークル
ゆうテラス 亀井 智泉 氏

長野県下に重心・医療ケア支援チームが各圏域に設置しつつある。つながるだけでなく、チームとして目的や情報共有、相互理解がしっかりできる体制が欠かせない。重症心身障がい児・者の母親が、スーパー支援者でなく、ただの母親になれるような地域生活拠点整備が必要不可欠であると訴えた。



参加会員より

私は今まで高齢者施設でしか勤務経験が無いため、障がい者福祉の業界は未知の領域でした。今回参加し、障がい者福祉のニーズや環境が多様化している中で関係する皆さんが頑張っている話を聞くことができて、とても勉強になりました。

今回の講演では施設側の視点、行政側の視点、家族側の視点とさまざまな立場の方からの話を聞きました。どの視点から見ても「連携できるネットワークをたくさん持ちましょう」と共通の訴えをしている事が印象的でした。

中信地区 河西 誠 (NPO法人峠茶屋)

障がいを理由とした差別の解消に向けた地域セミナー

このセミナーは、障害者差別解消法の普及及び障がいを理由とした差別の解消に向けた地域での取り組みを目指して、本会と長野県、長野県身体障害者福祉協会、須坂市社会福祉協議会との共催で、地元須坂市を中心に北信地域から153人が参加して開催された。

セミナー前半は、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の尾上浩二副議長が障害者差別解消法と共生社会の実現と題して講演。後半は、ともに生きる福祉の地域づくりをテーマにシンポジウムを行った。

講演：障害者差別解消法と共生社会の実現

尾上浩二氏は、今年4月に施行した「障害者差別解消法」について、①障がい者の社会参加の不利の原因を、社会のバリアと機能上の障がいとの関係から生まれるという社会モデルの考えに立ち。②障がい者が区別や排除、制限されないようにありのままの障がい者をきちんと受け入れ、一緒に活動できるインクルーシブ社会の実現。③他の者との平等を基礎として、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別の禁止。無差別・平等などを熱く訴えました。

シンポジウム：ともに生きる福祉の地域づくり

シンポジストに尾上浩二氏（前掲）、池田純氏（ジェイハート代表）、富岡由紀子氏（須坂市手をつなぐ育成会副会長）、神屋初枝氏（須坂市



ボランティア連絡協議会前会長）を迎え、本会の三村仁志会長がコーディネーターを務めた。

それぞれの立場から障がい者に対する差別の解消に向けての実践報告や提言が行われ、合理的配慮は「特別扱い」ではなく、ともに活動したり楽しんだりするための個別的調整であること。障がい者差別の解消に向けて、「福祉」に限らない社会全体での取り組みや合理的配慮のための環境整備、障害者差別解消支援地域協議会設置等必要性を確認した。

—— アンケートから ——

- ◇インクルーシブな社会を目指し、活躍されている方々のお話を聞いたことで、力づけられた。自分にできること、やれることを考えていきたい。
- ◇障害者差別解消法は、地域それぞれの場所で活かしていくことが社会の向上になるという事がわかりました。思っているだけではダメ！できることから動いていくことが大事！改めて思うことができました。

私の地区学習会

支援ってなんだろう～たす支援・待つ支援・引いていく支援～

講師 福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業
AD派遣事業事務局・総括コーディネーター 山田 優氏

南信地区上伊那ブロックでは、11月19日に山田優氏を招き学習会を行いました。山田氏は西駒郷で障がい者の地域移行支援に長年携わり、現在は福島県において障がい福祉サービスの基盤整備をしています。

支援の原点に立ち返る「支援とは何か」というテーマに興味を持った社会福祉士を中心に、他専門職や当事者、一般の方を含む50人が参加しました。

支援者は「願いを大切にしたい」と思いながらも、「こんな支援でいいのか」と自問自答を繰り返していると思います。今回は、山田氏の実践から、改めて普段の支援を見直すきっかけとなりました。

（南信地区上伊那ブロック 春日 優美）



【内容】

- 「支援とは一人一人の人生の自己実現への介入」
- 「支援の根拠とは、一人一人の願いを聴くこと」
- 「“ちょっと変だ、おかしい”という直感を“埋み火”として、いつも持っていよう」
- 「支援の癖を意識しよう」

東 信

今年の三大ニュース

- ① 公益社団法人になり初めての総会を東信地区（上田市）で開催
- ② 上小成年後見センターに続き、佐久成年後見支援センターも法人後見受任開始
- ③ 地区勉強会にて、御代田町の総合事業について学ぶ。地区外からの参加者も多かった



東信地区副支部長
佐々木 公子

真田丸で盛り上がっている上田市で、公益社団法人になり初めての長野県社会福祉士会の総会、記念鼎談と祝賀会が行われました。沢山の方にご参加頂き、上田市の観光もして頂きました。真田丸は2016年で終了しますが、皆さん真田ゆかりの地へ是非お越しください！

東信の年男

- ・氏 名 山崎 則雄
- ・勤務先 ちいさがた福祉会
介護老人福祉施設
フォーレスト
- ・資格取得 平成15年
- ・趣味 ドライブ
(最近では、珍しい車を維持すること)



～ 私のルーティン&抱負 ～

入職12年目、少々心配性な私は早めの出勤を心掛け、その日の予定などを確認しています。取り組む前に一呼吸を整え、事前に責務を把握しておくことと物事がスムーズに進み、またポカッと見落としていた穴にも気付けます。経験を重ねる度、その仕事に対する責務への重さや入居者・ご家族様のお顔を思い起こす日々が増えていきますと同時に、専門職としての醍醐味と感じています。

中 信

今年の三大ニュース

- ① 社会福祉士資格取得をめざす人への説明会「社会福祉士ってなんだ?!」を初企画（9月）
- ② 災害派遣福祉チーム（D WAT）の立ち上げに向けて、関係団体とフォーラム開催（7月）
- ③ 総合事業をテーマに取り上げた大北ブロック学習会が大反響（11月）



中信地区支部長
杉本 博志

中信地区の2016年度の活動テーマは、「会員一人ひとりが主役」の地区運営でした。地区会員全員が主体性を発揮できる会をめざして仕組みづくりに取り組んでいます。今年6月の県土会定時総会は、中信での開催です。皆で力をあわせて、準備を進めていきましょう。

中信の年女

- ・氏 名 濱 身千子
- ・勤務先 松本市社会福祉協議会成年後見センター
- ・資格取得 平成12年
- ・趣味 ガーデニング 読書



～ 私のルーティン&抱負～

平成25年4月から今の職場で成年後見制度に関する業務についています。これまで経験してきた高齢の分野とは違い戸惑うこともありますが、法律の専門家の先生方に教わりながら奮闘しています。心がけていることは「社会福祉士としての視点を忘れないこと」と、「支援の中心は成年被後見人等の方であること」です。今年は大きな節目の年と捉えて、まずは健康で、この一年を過ごしたいと思います。

年男年女 私のルーティン

南 信

今年の三大ニュース

- ① 津久井やまゆり園
(相模原障害者施設殺傷)
事件
- ② 下関知的障がい者福祉施設虐待事件
- ③ 地区活動再活性化



南信地区支部長
勝又 小百合

今年は障がい者支援施設に勤務する私にとって衝撃的な事件が多くありました。何故、そんなことが起きるのか…。「その場だけのこと」、で終わらせるのではなく、きちんと必要なことを考え、精査していく必要が各現場にあると改めて感じました。

そんな中で、南信地区の各ブロックの活動が副支部長さん中心に再活性化されている状況をありがたく感じております。

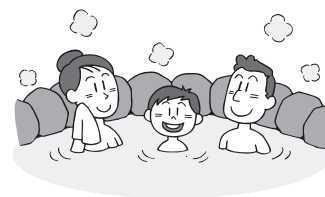
南信の年男

- ・氏 名 伊藤 浩志
- ・勤務先 茅野市役所
- ・資格取得 平成18年
- ・趣味 休日に松本市のスーパー銭湯に行くことが楽しみです。



～ 私のルーティン&抱負 ～

岩瀬大輔さん著『入社一年目の教科書』(ダイヤモンド社)にある「頼まれたことは、必ずやりきる」、「50点で構わないから早く出せ」、「つまらない仕事はない」を気に留めてきたことで、仕事を追うことができたと思っています…。今年も同様の心意気で励みたいです。



北 信

今年の三大ニュース

- ① 島崎潔氏逝去
障害者差別解消法施行のまさにその年、長野県の障がい者運動、ボランティア、民間福祉活動のリーダーとして幅広く活躍された島崎潔さんが逝去されました。

心からご冥福をお祈りします。

- ② ひよこ部会飛び立つか！
新入会員の歓迎とこれから社会福祉士を目指す学生の交流計画が、若手を中心に、北信地区では初めて計画されています。新年早々(2月4日)の実施に向け期待が高まっています。
- ③ 地区学習会で学びの輪が広がる！
各分野の地区学習会が活発化してきました。来年度は、会員間の学習をふまえて、社会・制度にコミットしていけたらと思います。



北信地区支部長
長峰 夏樹

北信の年男

- ・氏 名 小高 朗
- ・勤務先 中野市びあワーク
- ・資格取得 平成13年
- ・趣味 温泉巡り



～ 私のルーティン&抱負～

ルーティンは、お気に入りの入浴剤を入れて、ゆっくりお風呂に入ることです。その日の気分に合わせてお気に入りの入浴剤で入浴すると、気分がリフレッシュされて仕事への活力につながります。今年の抱負はダイエットして脂肪肝を解消することです！



信州ぐるっと！！

「いろいろな角度から法人間連携」

依田窪福祉会 西澤茂洋

私が所属している社会福祉法人依田窪福祉会は、近隣の社会福祉法人と合同で色々な連携をしています。約10年前、みまき



福祉会との人事交流をきっかけに始まり、その後、恵仁福祉協会を加え、「三法人合同ソフトボール大会」を開催。東日本大震災の際は、大樹会も加わり法人合同で被災地支援をしました。3法人から3人のチームを組み、宮城県東松島市の社会福祉施設に週代わりで職員を派遣し、3月末から14週間の支援に行きました。



近年は、研修会の年間計画を4法人で取り組み、全国で活躍する方を呼ぶこともあり、折角の機会を共有し、互いに知識を深めています。また新人研修を合同で開催し、新人同士で話すことにより仲間づくりがしやすく、離職防止につながっています。福祉の仕事をする上で、また、地域の福祉力の底上げを行うために法人間連携は欠かせません。社会福祉士として、これからも様々な形での連携に取り組み、安心して暮らせる地域づくりに貢献していきたいと考えています。

6月10日開催の定期総会・まるごと福祉学会にて、実践研究発表を募集！！（2月20日締め切り）～詳細は別紙をご覧ください～

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<https://nacs.jp/>) をご確認ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会場	備考
1月7日(土)	基礎研修Ⅱ・Ⅲ(第9回)	松本市総合社会福祉センター	基礎研修Ⅲ 2/11(第10回)
2月14日(火)	地域ネットワーク実践力養成研修	松本市総合社会福祉センター	後期日程
2月18日(土)	中信地区総会・シンポジウム	松本市松南地区公民館	報告者：川端恵美氏ほか
2月18日(土)	南信地区総会・シンポジウム	茅野市文化センター	講師：濱口史江医師
2月22日(水)	障がい者差別解消セミナーin伊那	伊那公民館	講師：尾上浩二氏
2月25日(土)	北信地区総会・シンポジウム	長野市柳原公民館	講師：山下英三郎氏
2月25日(土)	東信地区総会・シンポジウム	佐久大学	講師：鈴木忠義氏

◎ 入会状況(平成28年11月末現在) * 会員数：1,095名 入会率：31.24% 人口10万人あたりの会員数：52.14名

編集後記

認定社会福祉士特別研修を受講してきました。事例を用いたピアスーパービジョンの研修で学んだのは「倫理綱領と行動規範に基づいた社会福祉士としての実践」です。本年も、会長あいさつにもあるように「専門職の社会的責任としての自己研鑽」に励み、社会福祉士としてスキルアップする年にしたいと思えます。(H. M)

リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～

～ご家族に寄り添った支援を目指して～

松本圏域障害者総合相談支援センターWish

療育コーディネーター 池内泰恵



ご家族の障がい受容について考えさせられる。障がいを受け入れお子さんにあった環境を整えられるケースがある一方で、障がいを受け入れられずご家族・ご本人ともに二次障がいに悩まされていたりするケースがある。

しかし一言で“受容”と言っても、そう容易なことではない。ショック・怒り・混乱などさまざまな段階にいるお母さん方から抱えきれないほどの想いを伺う日々だ。

親の会で「あの時“一緒に見守ってほしい”と言ってくれる人がいたら」というお母さんの声を聴いた。また別のお母さんは「この子がいてよかった。そうでなければ私は子どもを自分の所有物と勘違いした子育てをしていたかもしれない。」と話してくれた。

お母さん方のサポーターになれるよう、またそんなつながりの輪を広げていかれるよう、励んでいきたい。

* 次号は、松本圏域障害者就業・生活支援センターらいと北林邦彦さんにバトンタッチします。